

## 第五十二回 帝國議會 輸出絹織物取締法案委員會議錄(速)

付託議案  
輸出絹織物取締法案(政府提出)

## 第五回

テ、本案ノ無事通過スルコトヲ希望致シマス

昭和二年二月二十三日(水曜日)午後一時二十八分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 吉村 伊助君

理事

谷口宇右衛門君

理事

上原 好雄君

飯塚春太郎君

戸井 嘉作君

出席政府委員左ノ如シ

商工書記官 吉野 信次君

商工技師 吉岡 直富君

委員長ノ許可ヲ得テ出席シタル者左ノ如シ

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

輸出絹織物取締法案(政府提出)

○吉村委員長 是ヨリ開會致シマス、

先般來質疑モ續イテ居リマスカラ、モ

ウ打切シテ討論ニシタラ如何デゴザイ

マスカ

「異議ナシ」ト呼フ者アリ

○吉村委員長 ソレデハ左様致シマス

— 谷口君

○谷口委員 私ハ憲政會ノ一同ヲ代表

シテ本原案ヲ其儘御賛成申スコトニ致

シマス、併シ少シ速記録ダケニハ残シ

テ置イテ戴キタイノハ、絹織物輸出検

査ニ付テ不合格ニナフタ物ヲ將來一切輸出サセヌト云フノハ、洵ニ私共ハ同

意シテ居ルコトハ先日來申上ゲテ居ルノデアリマス、併シ此但書ニ依テ「特別ノ事情ニ依リ主務大臣ノ許可」云々ト云フコトニナリマスト、前申上ゲマシタ通リ商人ノ側ト所謂製造家ノ側ト立場ガ各違フモノニアリマスカラ、餘程慎重ニ御注意下セラマセヌト、生産者側ハ益壓迫ヲ加ヘラレ、價格ヲ蹂躪セラレテ、サウシテ或ル干渉ノ爲ニ其利權ヲ奪取サレルト云フ弊ガナイカ

ト案ズルノデアリマス、此點ニ付テハト案ズルノデアリマス、此點ニ付テハ

商入側ト云ハズ或ハ生産者側ト云ハズ、

嚴正中立ノ御心持テ特別ノ事情ヲ御取扱ヲ願ヒタイト云フコトヲ申上ゲテ置

キタインデアリマス、次ニ第二條ノ増量ノ制限禁止ニ至リマシテハ、是モ過

日來申上ゲテ置キマシタガ、今日マデ

増量ニ付テ絹紬ノ如キ既ニ御認ニナッ

テ居ルモノハ、地方ノ生産家ニ取リマシテハ百分ノ五ト云フコトハ聊カ範

○戸井委員 私ハ今日マデ委員會ノ質

ハ御進メニナツテ宜イノデハナイカト

ニ於テ適當ノ物ト信セラレテ今日マデ

取扱ヒニナツテ居ルノデアルカラ、私共

シテモ政府ニ意見書ヲ提出シ、又有力

ナル飯塚君ヨリハ當業者トシテノ色ニ

テハ横濱側トシテモ、又全國ノ組合ト

シテモ政府ニ意見書ヲ提出シ、又有力

ナル飯塚君ヨリハ當業者トシテノ色ニ

テハ横濱側トシテモ、又全國ノ組合ト

シテモ政府ニ意見書ヲ提出シ、又有力

ナル飯塚君ヨリハ當業者トシテノ色ニ

テハ横濱側トシテモ、又全國ノ組合ト

シテモ政府ニ意見書ヲ提出シ、又有力

ナル飯塚君ヨリハ當業者トシテノ色ニ

テハ横濱側トシテモ、又全國ノ組合ト

ト、其地方ニ弊害ガアルト云フ御言葉考ヘマス、過日政府ノ御答ニ依リマスガアリマシタガ、私共ハ地方ノ弊害ト言ハレルト、統一シテ居ラレル地方ハ何ゾ悪イコトデモ行ウテ居ルガ如キ感ナイ筈デアリマスガ、サウ云フコトハ決シテガ致シマスガ、サウ云フコトハ決シテナイ筈デアリマス、今日マデ地方官ト

主務大臣ガ御協議ノ上デ決定サレタヤ

決シマス、讀會ハ省略シテ確定致シマス、是デ散會致シマス

午後一時三十五分散會

ヲ附加ヘテ置キマス、ソレカラ第三條ノ精練業ニ付テハ統一ノ縣ト不統一ノ縣トガアツテ、差等ガ設ケテアルヤウニ

○吉村委員長 ソレデハ本案ヲ全部可決致スコトニ御異議アリマセヌカ

○吉村委員長 御異議ガナケレバ左様決シマス、讀會ハ省略シテ確定致シマス、是デ散會致シマス

○吉村委員長 御異議ガナケレバ左様決シマス、讀會ハ省略シテ確定致シマス、是デ散會致シマス

昭和二年二月二十四日印刷

昭和二年二月二十五日發行

衆議院事務局

印刷者 民友社